

令和 4 年

第 1 回 農業委員会会議録

阿 蘇 市 農 業 委 員 会

## 令和4年 第1回 阿蘇市農業委員会会議録

1 開催日時 令和4年1月11日（火曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市役所北側大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

|      |       |      |       |      |         |      |        |
|------|-------|------|-------|------|---------|------|--------|
| 1 番  | 古閑 隆一 | 2 番  | 古澤 一雄 | 3 番  | 石本 健二   | 4 番  | 岩下 浩徳  |
| 5 番  | 井手 孝義 | 6 番  | 田代 純一 | 7 番  | 榎木 すみ子  | 8 番  | 竹原 真理子 |
| 9 番  | 山口 正孝 | 10 番 | 岩下 保男 | 11 番 | 知里口 香穂里 | 12 番 | 山内 市男  |
| 13 番 | 西村 豊治 | 14 番 | 田嶋 政隆 | 15 番 | 今村 光也   | 16 番 | 梅井 浩二  |
| 17 番 | 黒川 龍己 | 18 番 | 和田 敏喜 | 19 番 | 木村 広典   |      |        |

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

|      |       |      |       |      |       |      |       |
|------|-------|------|-------|------|-------|------|-------|
| 1 番  | 中村 秀政 | 2 番  | 市原 英一 | 3 番  | 今井 健一 | 4 番  | 佐藤 範一 |
| 5 番  | 五嶋 誠次 | 6 番  | 山本 利幸 | 7 番  | 藤井 博徳 | 8 番  | 河崎 利徳 |
| 9 番  | 永野 成男 | 10 番 | 白石 正明 | 11 番 | 竹原 忠信 | 12 番 | 古木 雄三 |
| 13 番 | 山中 健二 | 14 番 | 大友 浩喜 | 15 番 | 佐藤 弘明 | 16 番 | 室 恒和  |
| 17 番 | 園田 賢臣 | 18 番 | 高木 正明 | 19 番 | 江藤 則一 | 20 番 | 野上 勝喜 |
| 21 番 | 山本 眞一 |      |       |      |       |      |       |

＊本日は、第1班及び3・4・5条確認者、あっせん指名予定者等の出席をお願いしています。

5 議事

- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第1号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第3号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について
- ・議案第4号 空き家に付随した特例面積適用農地の指定について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 碓井 東 参事 今村 清信

## 7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 18 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 1 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議長 皆さん、あけましておめでとうございます。新年もよろしくお願いいたします。旧年中は、皆様のご協力のもと委員会が無事終了したことに感謝しております。さて、今月 25、26 日に予定しておりました今年度の農業委員会研修については、新型コロナウイルスオミクロン株の感染拡大が危惧されますので中止いたします。また、2 月の農地パトロールについては現段階では予定どおりと考えております。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 18 番委員をお願いします。

唱和・・・・・・（省略）

ありがとうございました。

議長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 8 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 4 件、第 4 条によるもの 3 件、第 5 条によるもの 4 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 6 件、利用権の設定 16 件、使用貸借権の設定 5 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 2 件、空き家に付随した特例面積適用農地の指定について 1 件です。従いまして会期は本日 1 日とします。なお、議事録署名委員については、1 番委員、2 番委員へお願い致します。それでは最初に、報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 1 号の 8 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 8 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議長 報告第 1 号について質問はございませんか。

（質問、意見なし）

議長 質問がないようですので、以上で報告第 1 号を終わります。続きまして、議案第 1 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 4 件、4 条 3 件、5 条 4 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 1 号農地法第 3 条による許可申請の 4 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 3 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。  
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条4件は決定します。  
つづきまして、第4条3件、第5条4件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 まず、5条の案件で順位2番が本日に取り下げがっておりますので、4件となりますが、総会議案上は記載しておりますので了解願います。

本議案第1号農地法第4条による、転用許可申請の3件は、農地法第4条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第4の許可基準を満たした農地です。順位1番から5番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

また、農地法第5条による、転用許可申請の4件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から5番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 4条の植林については、現地調査の報告を事務局よりお願いします。

○ 4条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所から北へ、約3.4kmのところになります。申請面積は1,279㎡で、田を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位2番を説明します。

申請地は、JR滝水駅から南東へ、約2.4kmのところになります。申請面積は8,077㎡で、原野及び畑を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 4条順位3番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から南東へ、約1.1kmのところになります。申請面積は5,498㎡で、畑を管理して行くことが困難なので植林を計画するものです。排水については、雨水のみで、地下浸透となっており、区長の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

議 長 それでは、4条植林の件について、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。4 条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法 4 条 3 件は決定します。

議 長 それでは、5 条案件について調査班の報告を求めます。本日の現地調査班の方々はお疲れ様でした。本日の班長を務められた 3 番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

3 番農業委員 今回は、現地調査班 6 名と事務局 2 名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、農地区分第 1 種及び 2 種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 5 条順位 1 番を説明します。

申請地は、市役所内牧支所から南西へ約 1. 2 k m のところ。申請面積 3 3 0 m<sup>2</sup>の敷地に、個人住宅(建築面積 5 9. 0 0 m<sup>2</sup>)を計画するものです。

農地区分は、農地の広がり 10 h a 未満の第 2 種農地となります。

○ 5 条順位 3 番を説明します。

申請地は、J R 内牧駅から北西に約 2. 0 k m のところになります。申請面積は 9 5 m<sup>2</sup>の敷地に申請人が大工を営んでおり、自宅の資材置場が手狭のため、申請地を新たに資材置場として計画するものです。農地区分は、農地の広がり 10 h a 以上の第 1 種農地となります。集落接続により転用が可能となります。

○ 5 条順位 4 番を説明します。(事務局より)

申請地は、J R 市ノ川駅から北西に約 1. 1 k m のところになります。申請面積は、2 6 3 6. 3 1 m<sup>2</sup>、宅地を含めて事業面積 3 6 7 3. 9 5 m<sup>2</sup>の敷地に、バイオマス発電所(建築面積 1 2 0 0. 6 9 m<sup>2</sup>)を計画するものです。排水は、生活雑排水、汚水は合併浄化槽を経由して、隣接の水路に放流します。雨水も同様に水路に放流します。水利権者の同意も得ております。農地区分は、農地の広がり 10 h a 以上の第 1 種農地となります。集落接続等により転用が可能となります。事業の概要を説明します。今回の申請は、小規模バイオマス発電施設の計画となります。熱源は木材チップのガス化発電による発電事業となります。発電能力は 900 k w となっています。工事工程として最短で 5 月から着工し 2023 年 12 月の稼働予定としています。また、3 月頃に地元地域と環境協定を結ぶと聞いております。なお、転用以外の法令関係については、今後の申請となっていますが協議を随時行っているところだそうです。

○ 5 条順位 5 番を説明します。

申請地は、J R 内牧駅から北西へ、約 3. 3 k m のところになります。申請面積は、2 4 8 m<sup>2</sup>の敷地に駐車場として 2 0 7 m<sup>2</sup>及び車庫(建築面積 4 1 m<sup>2</sup>)

を計画するものです。なお、車庫については平成11年2月に貸借による車庫兼倉庫として転用許可されたものですが、現在まで登記の手続きがされずに、地目が畑のため、今回所有権移転に伴い転用申請が出されたものです。農地区分は、農地の広がり10ha未満の第2種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、許可相当と判断しております。

議長 ありがとうございます。地元農業委員さん、推進委員さんから補足説明は、ございませんか。

12番農業委員 この案件については、随分以前から相談がありました。この施設が集落内ということもあり計画当初は、反対という意見も多く排水先の石の水利組合で反対できないかと相談もありましたが、法律的に問題がなければ反対はできないという判断になりました。ただし現行法上できないのであれば、将来的に見てもこのような案件はでてくると思いますので、市の条例等で見直しも必要ではないかと思えます。

議長 それでは、何か質問はありませんか。

2番農地利用最適化委員 残灰についてと他地域の施設についてわかれば教えてください。

事務局 灰については、現時点では産業廃棄物として処理するそうです。他の施設については、現在では、徳島県のみで稼働しており、地元の役員さん等は視察もされており現在に至っています。

12番農業委員 農地転用の判断は、現行法上は反対できないと思えるので、これ以降、建造物の問題は、阿蘇市の条例等で集落内の発電所等は規制できないものなのかを市の方で検討していただきたい。申請者は、雇用も含めて地域貢献をしたいと言っています。また、全国的にも2件目なので経過を注視したい。

事務局 転用申請を提出する前に、事前に市の開発部局と協議を行っていますが、現行法での処理となると聞いております。

4番農業委員 全体面積が3,000㎡以上なので、住民の感情を考慮して市の農業委員会では保留して県の審議会の意見を聞いて判断してはどうか。

事務局 申請にあたり申請面積が2,636㎡で事業面積が3,673㎡ですので、事前に熊本県に問い合わせしたところ、あくまでも申請面積が3,000㎡未満なので、阿蘇市農業委員会では審査してくださいとのことでした。

4番農業委員 地元の反対があったことに関して説明願います。

事務局 地元説明会を申請者が実施し、当初は反対の態度の方が多くあったと聞いておりましたが、数回の協議や説明会を経て環境協定を結ぶこと条件も含めて今回の申請に至っています。

4番農業委員 わかりました。

議長 他に、何か質問はありませんか。

11番農業委員 この申請人の会社はどのような会社なのですか。

事務局 この会社は、この事業を行うために設立した会社で職務執行者が筆頭株主ですが、土地の持ち主も資本参加されております。

11 番農業委員 わかりました。

議 長 他に、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。5 条案件については、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法 5 条 4 件は決定します。

これで議案第 1 号 3 条、4 条、5 条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第 2 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第 2 号所有権移転の 6 件は、農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位 1 番から 6 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりでなっております。

議 長 議案第 2 号の所有権移転について何か質問はありませんか。

13 番農業委員 順位 4 番の案件で 1 箇所単価が違うのは、何か理由がありますか。

事務局 売り手の方が 2 名おられて、安い方の田は、道路から奥になるためこの金額になっており双方合意による売買価格です。

13 番委員 わかりました。

議 長 他に、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので所有権移転 6 件は決定します。

議 長 次に議案 2 号 2 番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第 2 号 2 番の利用権設定の 16 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 16 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりでなっております。

議 長 議案第 2 号 2 番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

16 番委員 順位 4 番の借り手について、八女市の方となっておりますが現在阿蘇市で耕作されている方ですか。

事務局 この方は、阿蘇市では新規に耕作することになります。作物はネギを栽培する予定です。八女市の農業委員会に確認したところ約 36,000 m<sup>2</sup>程耕作をし

ておりネギを栽培する法人ということでした。

16 番委員 わかりました。

議 長 他に、何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので利用権設定 16 件は決定します。

議 長 次に議案 2 号 3 番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第 2 号 3 番の使用貸借権設定の 5 件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位 1 番から順位 5 番までの、貸人、借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第 2 号の使用貸借権について何か質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので使用貸借権設定の 5 件は決定します。

これで議案第 2 号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第 3 号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番から 2 番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位 1 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 13 番委員と 21 番委員にお願いしたいと思います。

順位 2 番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の 8 番委員と 1 3 番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案 3 号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

(質問、発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案 3 号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定します。

議 長 続いて議案第 4 号空き地に付随した特例面積適用農地の指定について事務局より説明願います。

事務局 順位 1 番の、申請人、土地の表示、地目、面積、申請理由等につきましては議案書のとおりとなっています。空き家の所有者が所有している農地を空き家

取得に限って農地法３条の許可を認めるために、農業委員会として農地を指定する件でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 班長を務められた３番委員より現地調査の報告をお願いいたします。

３番委員 空き家に付随した農地の指定について説明します。

申請地は、市役所内牧支所から北東へ、約８．０ｋｍのところですが。申請面積は、２６８㎡で、隣接する空き家に付随した農地の指定を申請するものです。現況は、遊休状態です。調査班としては、空き家に付随した農地として指定しても良いと判断しました。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明等は、ありませんか。

(意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案４号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第４号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第１回総会を閉会いたします。